

「さっぽろの動物園ステップアップ制度」における 準認定施設の登録について

1 登録施設・登録年月

- ・札幌市豊平川さけ科学館
（申請者：札幌市、施設管理者：指定管理者（公財）札幌市公園緑化協会）
- ・令和6年（2024年）3月28日登録（有効期間：令和11年3月31日まで）

2 今後の支援・連携について

(1) 広報支援

施設名称、所在地等を当園HPに掲載

(2) 情報提供・助言

札幌市豊平川さけ科学館にて飼育マニュアルの作成を予定していることから、マニュアル作成に係る必要な情報提供・助言を行う。

(3) その他

当園、札幌市豊平川さけ科学館、及び本市生物多様性担当部署等を構成員とする保全活動連携協議会準備会を設置し、生物多様性保全に関する意見交換を行う。

3 （参考）さっぽろの動物園ステップアップ制度の概要

動物園の活動促進及び取組水準の向上を図ることを目的に、生物多様性の保全や動物福祉に配慮した運営といった、札幌市動物園条例の目的・理念に沿った取り組みを行う動物園を認定するとともに、この認定を目指して取り組む施設を「準認定施設」として登録し、それぞれ認定区分に応じた支援を行う。

区分	位置づけ
優良認定動物園	認定動物園に該当し、かつ、動物園条例第2章に規定する取組を意欲的に実践していると認められる動物園 〈主な認定要件〉 ・生息域外保全の対象以外の生息域内保全への関与があること ・学会等での研究発表があること
認定動物園	条例第2条第3号に定義する「動物園」に該当する動物園 〈主な認定要件〉 ・生息域外保全を目的とした繁殖に取り組んでいること ・飼育動物の良好な動物福祉を確保する意思を確認できること
準認定施設	認定を目指し取り組む施設 〈主な登録要件〉 ・生物多様性の保全への寄与を目的に運営していること ・動物福祉に配慮した種別の飼育マニュアルを整備する予定があること



さっぽろの動物園ステップアップ制度

さっぽろの動物園ステップアップ制度は、札幌市動物園条例（令和4年6月6日制定）に基づき、条例の目的・理念に沿って取り組む動物園を認定する制度です。動物園からの申請を受けて市長が「優良認定動物園」又は「認定動物園」に認定します。札幌市は、その認定された動物園の活動を、市民・事業者の理解・賛同を得られるよう広報しながらさまざまな支援をしていきます。

この制度には、条例の適用対象ではない施設（条例第2条第3号に該当しない施設）についても、認定を目指し取り組む場合には「準認定施設」として登録し、札幌市の助言等を受ける制度も含まれています。札幌市は、札幌市内の動物園が条例に規定された取組を段階的にレベルアップしていけるよう支援し、生物多様性の保全に向けた取組を推進していきます。

制度の概要

認定・登録区分とその要件

区分	要件の概要
優良認定動物園 (認定)	認定動物園の要件に加え、 ①飼育動物の飼育や展示をする目的を整理していること ②野生動物の生態等を伝える展示があること ③生息域外保全のための累代飼育があること ④学会等での研究発表があること ⑤研究データが記録・保存され活用できる状態となっていること ⑥保全のための行動変容を促す啓発・教育活動に取り組んでいること ⑦保全に携わる人材育成につながる教育活動に取り組んでいること ⑧動物福祉規程を策定し、定期的な見直しがあること ⑨全ての飼育動物の動物福祉を定期的に評価し改善に取り組んでいること ⑩生息域外保全の対象種以外の生息域内保全への関与があること ⑪保全活動や動物福祉向上を公表していること
認定動物園(認定)	準認定施設の要件に加え、 ①1種以上の生息域外保全を目的とした繁殖(繁殖に寄与する取組を含む)に取り組んでいること ②野生動物の保全に関連する情報収集を行うとともに、新たな知見の創出などを行っていること ③野生動物の保全に必要な対策の知識や取組例の情報提供、啓発活動を実施していること ④動物園の組織全体の取組指針をまとめたものにおいて、飼育動物の良好な動物福祉を確保する意思を確認できること ⑤飼育マニュアルを1種以上整備(作成又は準用)しており、今後増やしていく予定があること ⑥1種以上の飼育動物の動物福祉を定期的に評価し改善に取り組んでいること ⑦札幌市の環境保全施策への参加・協力があること
準認定施設(登録)	①生物多様性の保全への寄与を目的に運営していること ②不特定多数を対象に観覧することができる常設施設であること ③野生動物に関する調査研究、生息域外保全、教育活動等に供するために野生動物を飼育及び展示しており、その野生動物の飼育等が動物園の最も大きな目的であること ④認定動物園の要件①～③のうち、いずれか2つを満たしていること ⑤動物福祉に配慮した種別の飼育マニュアルを今後整備(作成又は準用)する予定があること ⑥動物の飼育及び展示等の実施に関する法令を遵守していること

認定・登録がされると・・・

区分に応じて、以下の支援を受けることができます。

区分 \ 支援内容	広報	情報提供 助言	保全活動連携協議会				助成金
			会議 活動報告会	連携 事業	研修会	研究 発表会	
優良認定動物園	○	○	○	○	○	○	○ 上限 100 万円
認定動物園	○	○	○	○	○	○	○ 上限 50 万円
準認定施設	○	○	△ 会議は傍聴のみ 活動報告は必須	×	×	△ 傍聴のみ	×

【市の支援内容の概要】

広報	当該施設の名称、所在地、開園・休園日などの基本情報のほか、認定等の区分、活動状況を市のホームページや円山動物園の掲示板等に掲載します。
情報提供、助言	動物園の活動に資する情報や取組強化のための助言等を行います。
保全活動連携協議会	認定動物園と札幌市等で構成する会議体です。条例に規定する動物園の活動に必要な情報交換や、札幌市・北海道に生息する希少動物の保全計画を検討するなど、動物園の活動を通じた生物多様性の保全を協議していく場です。
連携事業	認定動物園及び札幌市（円山動物園その他の関係部署）において共同で実施する野生動物の保全活動、または、それぞれが実施する事業と関連づけた事業等です。
研修会	動物園の活動を促進するために必要な知識・技術の習得を支援する研修会です。必要とする知識等に関係する札幌市職員又は専門家による講演や技術指導等を行う予定です。
合同研究発表会	調査研究や教育活動など、今後の活動に資する知見を、認定された動物園と円山動物園とで共有する発表会を市民公開で開催します。
助成金	条例第 22 条に基づき動物園応援基金から認定された動物園（準認定施設は非該当）に対し交付する保全活動等への助成金です。助成金の決定及び交付は、認定された動物園が申請後、市民動物園会議の審査を経て、市長が行います。

申請方法

所定の申請書を添付書類とともに下記担当へ電子メール、郵送又は持参により提出してください。

審査結果の通知について

申請から原則 3 か月以内に市民動物園会議の審査を経て、札幌市（担当部署：円山動物園）から申請者に通知します。

有効期間

認定日から 5 年後の年度末まで（例：認定日が令和 5 年 5 月 5 日の場合、令和 11 年 3 月 31 日まで）

【担当】

札幌市円山動物園保全・教育推進課推進係
札幌市中央区宮ヶ丘 3 番地 1
電話 011-621-1427 FAX 011-621-1428
Mail : accredited.zoos.council@city.sapporo.jp